

G F P ロゴマーク使用規約

平30年8月31日

GFP事務局

1. 趣旨

GFPでは、GFP の認知度を高めるとともに登録者の連帯感を高めるため、GFPのロゴマークを設けています。本規約では、GFPロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めます。

2. 使用手続

ロゴマークを使用する者は、「G F P ロゴマーク使用承諾申請書」に必要事項を記載して、GFP事務局に提出し、その承諾を受けなければいけません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) GFP事務局又はGFP事務局の業務に係る農林水産省、経済産業省、財務省及びその地方出先機関、地方公共団体、独立行政法人、日本貿易振興機構、並びに農林水産省から委託を受けた民間事業者がその業務の目的で使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他、GFP事務局が特に認める場合

3. 使用許諾の基準

G F P 事務局は、前条の規定により使用承認の申請があった場合には、当該申請に係る内容が、使用方法および使用承認の基準に適合するかどうかを審査の上、使用承認の可否を決定します。この場合において、G F P 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認をしないものとします。

- (1) 営利目的に使用する場合
- (2) 自己の商品やPRに使用する、又は使用するおそれのある場合
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適当とGFP事務局が認めた場合

4. 図柄等

マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別紙のとおりとし、マークを改変して使用することはできません。ただし、GFP事務局が認める場合は、この限りではありません。

5. 承諾および不承諾

GFP事務局は、申請書の内容を審査し、承諾します。

6. 使用料

使用料は無料とします。

7. 権利設定の禁止

使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはいけません。

8. 権利義務の譲渡等

使用者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはいけません。

9. 使用者の違反等に対する取扱い

使用者が本規約に定める事項を遵守しなかったときは、GFP事務局はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行うことができます。

10. 受諾者の違反等に対する取扱い

受諾者が本規約に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、GFP事務局はその承諾を取り消すことができる。取消しに際し、承諾を取り消された使用者に損害が生じても、GFP事務局はその責めを負いません。

11. 損害賠償

この規約のいずれかに違反し、損害を生じさせた者は、これを賠償しなければならない。

12. 規約の改正

本規約は、必要に応じて、事前の通知なく改正される場合がありますので御了承ください。